

## 議案第 52 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、  
地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

### 提案理由

一般職の職員の給与について、昨年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を考慮し、令和 8 年度から実施する通勤手当の改正のほか、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

## 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第226号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項第2号中「自転車、原動機付自転車」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「、自転車等」を「、自動車等」に、「又は自転車等」を「又は自動車等」に、「かつ自転車等」を「かつ、自動車等」に改め、同条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号イからワまでを削り、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第3項第1号中「第5項において」を「以下」に改め、同条第6項中「前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給」を「前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の2項を加える。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

第14条の3第5項中「及び」を「、」に、「) の」を「) 及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で  
1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第20条の2第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。